

役員報酬等に関する規定

社会福祉法人 恵優会

社会福祉法人恵優会 役員報酬規程

(目 的)

第一条 この規定は、社会福祉法人恵優会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第二条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員には報酬を支給する。

2 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会へ出席したとき、次のとおり日当を支給する

(1) 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員

1回の会議出席 5, 157円

(報酬の額)

第三条 報酬額は、別表第1の定めるところによる。

(報酬の支払方法)

第四条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

2 第二条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

3 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額で支払う。

(計算方法)

第五条 源泉徴収税額の計算方法により算出する。

2 税率が変更になった際は、変更後の税率に合わせたもので算出する。

(費用弁償)

第六条 理事会・評議員会及び評議員解任選任委員会への出席、法人業務に携わった時に支出した雑費等は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

別表第1（第三条関係）

報 酬 額		
役 員	理事長	会議1回につき 5,157円
	理事	会議1回につき 5,157円
	監事	会議1回につき 5,157円
① 評議員 及び ② 評議員選任解任委員		① ②ともに会議1回につき5,157円

附 則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。